



目 次

告 示	ページ
○救急病院の認定 (医療政策・医師確保課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (")	1
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務の委託 (人 権 課)	2
○公有水面の埋立ての免許 (漁港漁場課)	2
○公有水面埋立てのしゅん功認可 (")	2
○県道の路線の認定 (道 路 課)	2
◎道路法の規定による境界地の道路の管理方法についての協議成立 (")	2
○建築基準法による道路の位置の指定 (建築指導課)	3
公 告	
○平成24年度製菓衛生師試験の実施 (食品・衛生課)	3
○土地改良区の定款変更の認可 (農業基盤課)	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程 (4・1 揭示)	3
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	5
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則 (3・30 揭示)	5
◎職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一	

部を改正する規則 (")	5
◎職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 (")	8
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 (")	9
◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (")	9
◎管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (")	10
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (")	10
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 (")	10
◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (4・1 揭示)	10
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正 (3・30 揭示)	11
◎告示 (口頭による開示請求を行うことができる個人情報) の一部改正	12
高知県人事委員会公告	
○高知県職員等採用上級試験 (試験区分「行政・TOS A」) の実施	12
○高知県警察官A男性及び高知県警察官A女性採用試験の実施	13

告 示

高知県告示第272号	
救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。	
平成24年4月13日	
高知県知事 尾崎 正直	
医療機関の名称 所在地 認定年月日 認定の有効期限	
内田脳神経外科 高知市塚ノ原37番地 平24・3・20 平27・3・19	
高知県告示第273号	
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。	
平成24年4月13日	
高知県知事 尾崎 正直	

医療機関の名称 医療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
らいおん堂薬局 香南市赤岡町1930-1 平24・1・31
赤岡店
高知県告示第274号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。
平成24年4月13日
高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年3月20日	合同会社あゆみ 高岡郡四万十町数神527番地	デイサービス童 高岡郡四万十町数神527番地 通所介護 介護予防通所介護
平成24年4月1日	株式会社トーカイ 岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地	株式会社トーカイ四万十営業所 四万十市右山363-2 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

高知県告示第275号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) においてその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成24年4月13日
高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成24年3月31日	株式会社トーカイ 香川県高松市鶴市町	株式会社トーカイ四万十営業所

2025番地3	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
---------	--

高知県告示第276号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき高知県立人権啓発センターに係る使用料の徴収事務（調定事務を除く。）を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
高知市本町四丁目1番37号	公益財団法人高知県人権啓発センター	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

高知県告示第277号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成24年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 免許を受けた者の住所及び氏名又は名称

高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 尾崎 正直）

2 埋立区域

(1) 位置

土佐清水市市場町580番11及び580番12地先の公有水面

(2) 区域

次の点1と点2とを直線で結んだ線、点2と点3とを結ぶ平成23年春分の日の満潮位（DLプラス2.49メートル）における公有水面と防波堤との境界線及び点3と点1とを結ぶ平成23年春分の日の満潮位（DLプラス2.49メートル）における公有水面と岸壁との境界線により囲まれた区域

点1 四等三角点牧山（北緯32度46分38秒4676・東経132度57分01秒3919）から115度54分01秒623.07メートルの地点

点2 点1から201度13分56秒66.20メートルの地点

点3 点2から317度09分06秒1.08メートルの地点

(3) 面積

62.78平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

土佐清水市市場町580番11及び580番12地内並びに地先の公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Fと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域

点A 四等三角点牧山（北緯32度46分38秒4676・東経132度57分01秒3919）から113度15分46秒610.04メートルの地点

点B 点Aから111度13分56秒61.35メートルの地点

点C 点Bから201度13分56秒120.46メートルの地点

点D 点Cから291度13分56秒7.48メートルの地点

点E 点Dから316度39分12秒37.61メートルの地点

点F 点Eから291度13分56秒19.95メートルの地点

(3) 面積

6,796.74平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許年月日

平成24年3月29日

高知県告示第278号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により次のとおりしゅん功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、宿毛市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

平成24年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称

高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 尾崎 正直）

2 埋立区域

(1) 位置

宿毛市沖の島町弘瀬宇弘瀬332番地先の公有水面

(2) 区域

次の点1から点3までを順次に直線で結んだ線、点3と点4とを結ぶ平成21年秋分の日の満潮位（DLプラス2.10メートル）における公有水面と船揚場との境界線及び点4と点1とを結ぶ平成21年秋分の日の満潮位（DLプラス2.10メートル）における公有水面と護岸との境界線により囲まれた区域

点1 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から12度43分40秒101.86メートルの地点

点2 点1から35度57分17秒22.95メートルの地点

点3 点2から125度57分17秒11.00メートルの地点
点4 点3から217度20分17秒24.86メートルの地点

(3) 面積

250.67平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 免許年月日及び免許番号

平成22年12月27日

高知県指令22高漁港第316号

5 しゅん功認可年月日

平成24年3月19日

高知県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり認定する。

その関係図面は、平成24年4月13日から2週間高知県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
389	安芸中インター	高知県安芸市土居	
		高知県安芸市幸町	

高知県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき愛媛県の区域との境界に係る道路の管理の方法について協議が成立したので、同法第19条第5項の規定により次のとおり協議の内容を告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成24年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 境界に係る道路の路線名
県道四国カルスト公園縦断
- 境界に係る道路の位置
高岡郡津野町芳生野字アザミヨ乙4921番42から愛媛県西予市野村町大野ヶ原258番2に至る延長15,543メートルの道
- 境界に係る道路の管理者
2の道のうち高知県内に存する区間の管理者 高知県知事
2の道のうち愛媛県内に存する区間の管理者 愛媛県知事
- 管理の内容

- (1) 2の道のうち高知県内に存する区間の管理者
2の道のうち愛媛県内に存する区間における緊急を要する災害復旧
 - (2) 2の道のうち愛媛県内に存する区間の管理者
2の道のうち高知県内に存する区間における緊急を要する災害復旧
- 5 管理の期間
平成24年3月21日から境界地の道路の供用を廃止する日まで
- 高知県告示第281号**
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。
平成24年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

地名	地番	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
南国市大桶 字西之窪	甲1399番1	4.91	24.77	
	甲1399番4			
	甲1400番7			

公 告

- 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成24年度製菓衛生師試験を次のとおり行う。
平成24年4月13日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 1 試験の日時
平成24年7月12日（木）午後2時から午後4時まで
 - 2 試験の場所
高知市本町五丁目6-42 高知会館
 - 3 試験手数料
9,400円（高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。）
 - 4 受験願書の提出期間
平成24年6月11日（月）から同月18日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に受け付ける。ただし、郵送による場合は、簡易書留によるものとし、平成24年6月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。
 - 5 受験願書の提出先
(1) 県内に居住する者は、住所地を所管する福祉保健所。ただし、住所地が高知市である場合にあっては、高知市保健所
(2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部食品・衛生課
 - 6 合格者の発表

平成24年7月26日（木）午前10時に高知県庁本庁舎1階の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者には、可否を通知する。
また、高知県健康政策部食品・衛生課のホームページにおいて、合格者の受験番号を公表する。

7 その他
受験資格、提出書類等の試験の詳細その他不明な点については、高知県健康政策部食品・衛生課（電話番号088-823-9672）又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、山田堰井筋土地改良区の定款の変更を平成24年3月30日に認可した。  
平成24年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

~~~~~

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成24年4月13日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年3月12日 23高西土第1401号	土佐市用石字柿木畑 155番1ほか	土佐市用石157番地 株式会社前川博之 商店 代表取締役 前川 博之

公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年4月1日（掲示済）

高知県公営企業局長 安岡 俊作

高知県公営企業局管理規程第14号
高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程の一部を改正する規程
高知県公営企業局工業用水道電気工作物保安規程（平成12年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「並びに」を「及び」に改め、「及び発電管理

事務所（以下「事業所」という。）」を削り、同条第3項中「事業所」を「総合制御所」に改める。
第6条第2項中「鏡川工業用水道にあっては公営企業局の総合制御所の所長」を「公営企業局の総合制御所の所長（以下「総合制御所長」という。）」に改め、「香南工業用水道にあっては公営企業局の本局の電気工水課の課長（以下「電気工水課長」という。）又は課長補佐若しくはこれに相当する職にある者」を削る。
第11条中「電気工水課長及び事業所の長（以下「事業所長」という。）」を「総合制御所長」に改める。
第13条、第15条及び第17条中「電気工水課長及び事業所長」を「総合制御所長」に改める。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

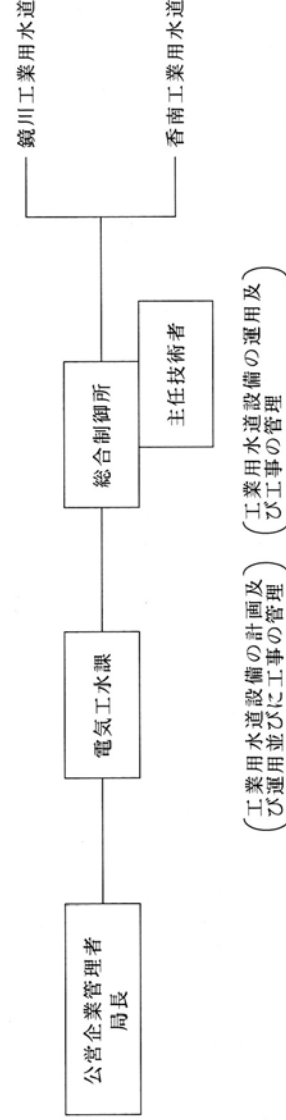
別表第1（第4条、第5条関係）

管理職員の業務分掌

管理職員	業務分掌
局長	<p>各所属の長を指揮監督し、公営企業局の工業用水道の全ての電気工作物に係る保安業務を総括的に管理するとともに、次に掲げる職務を遂行する。</p> <p>1 決定事項</p> <p>(1) 設備の基準で基本となる事項</p> <p>(2) 重大な電気事故の措置</p> <p>(3) 職員の教育訓練に関する事項</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる事項のほか、重要な事項</p> <p>2 報告を受けるべき事項</p> <p>各所属の長の主要業務の執行内容</p>
電気工水課長 (公営企業局の本局の電気工水課の長をいう。)	<p>上司の命を受けて、所属及び総合制御所の職員を指揮監督し、所属及び総合制御所の分掌事務を総括的に管理するとともに、次に掲げる職務を遂行する。</p> <p>1 決定事項</p> <p>(1) 基本的事項の処理に関する事項</p> <p>(2) 所属及び総合制御所の計画立案に関する事項</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる事項のほか、所属及び総合制御所に関する事項</p> <p>2 報告を受けるべき事項</p> <p>所属及び総合制御所の業務の執行内容</p>
総合制御所長	<p>上司の命を受けて、所属の職員を指揮監督し、所属の分掌事務を総括的に管理するとともに、次に掲げる職務を遂行する。</p> <p>1 決定事項</p> <p>(1) 業務運用の処理に関する事項</p> <p>(2) 所属の計画立案に関する事項</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる事項のほか、所属に関する事項</p> <p>2 報告を受けるべき事項</p> <p>所属の業務の執行内容</p>

別表第2（第6条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



注 は、保安組織を示す。

別表第3中「1回／週」を「2回／月」に、「香南工業用水道設備」を「香南工業用水道の未稼働設備」に、「2回／月」を「1回／月」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第6号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成24年4月13日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
貴重品運搬警備業務 2級
2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
(1) 検定の実施日及び開始時間
平成24年7月18日（水）午前9時
(2) 検定の実施場所
香川県郷東町587番地1
香川地域職業訓練センター
電話番号087-882-5464
3 検定の実施予定人員
10人
4 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。
5 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
(1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
(2) 実技試験
ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び

- 周囲の見張りに関すること。
イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
6 検定申請手続
検定を受けようとする者は、次のとおり検定申請の手続を行うこと。
(1) 検定申請の受付期間
平成24年6月4日（月）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
(2) 検定申請書等の提出方法
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。
(3) 提出書類等
ア 検定申請書 1通
イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
ウ 写真（検定申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚
(4) 受検対象者の確定方法
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定申請の受付を締め切る。
(5) 受検票の交付
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。
7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法
検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。
なお、納付された検定手数料は、返還しない。
8 検定の実施に関し必要な事項
(1) 受検時の服装
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装（ジャージ及びTシャツは、不可）とすること。
(2) 持参品

- ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
エ 室内用運動靴
9 その他
この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。
10 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第10号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項の表知事部局の項2種の欄中「畜産振興監」を削り、「建設検査長」を「建設検査長 港湾振興監」に改め、同項3種の欄中「会計指導監」を「会計支援推進監」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月30日（揭示済）
高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第11号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
目次中「第14条の2」を「第14条」に改める。

第9条の前の見出し及び第9条の2を削り、第9条に見出しとして「(職務の級の決定)」を付する。
 第10条第1項中「第9条」を「前条」に改める。
 第14条の2を削る。
 第26条第2号中「職員の任用に関する規則」を「職員の任用に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第19号)」に改める。
 別表第17を次のように改める。

別表第17(第4条関係)

医療職給料表(2)級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	3級	4級	5級
薬剤師 獣医師	大学6卒			2	3	別に定める。
			0	2	5	
	大学卒			5	3	別に定める。
			0	5	8	
栄養士 衛生検査技師	大学卒			5	3	別に定める。
			0	5	8	
	短大卒		2.5	5	3	別に定める。
		0	2.5	8	11	
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士	大学卒			5	3	別に定める。
			0	5	8	
	短大3卒		1	5	3	別に定める。
		0	1	6	9	
診療エックス線技師	短大卒		2.5	5	3	別に定める。
		0	2.5	8	11	
歯科衛生士	短大3卒		1	5	別に定める。	別に定める。
		0	1	6		
	短大2卒		2.5	5	別に定める。	別に定める。
	0	2.5	8			
	高校専攻科卒		4	5	別に定める。	別に定める。
		0	4	9		

歯科技工士	短大卒		2.5	5	別に定める。	別に定める。
		0	2.5	8		
	高校卒		5	5	別に定める。	別に定める。
		0	5	10		
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短大3卒		1	5	別に定める。	別に定める。
		0	1	6		
	短大2卒		2.5	5	別に定める。	別に定める。
		0	2.5	8		
	高校卒		5	5	別に定める。	別に定める。
		0	5	10		
その他	大学卒			5	別に定める。	別に定める。
			0	5		
	短大卒		2.5	別に定める。	別に定める。	別に定める。
		0	2.5			
	高校卒		5	別に定める。	別に定める。	別に定める。
		0	5			

- 備考 1 この表の適用を受ける職員（職種欄の「その他」の区分の適用を受ける職員を除く。）の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。
- 2 この表の適用を受ける職員（職種欄の「薬剤師」、「獣医師」、「栄養士」又は「その他」の区分の適用を受ける職員を除く。）で、その免許取得前にそれぞれその免許を必要とする業務に関係のある業務に従事した経歴を有しているものについては、その年数の8割以下の年数を免許取得後の経験年数として取り扱うことができる。

別表第19の1 大学卒の四 大学6卒の項(1)中「又は」を「又は薬学若しくは」に改める。
別表第23の表中「1級1号給」を「1級3号給」に改める。
別表第29を次のように改める。

別表第29 (第10条関係)

医療職給料表(2) 初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
薬剤師 獣医師	大学6卒	2級15号給
	大学卒	2級1号給
栄養士 衛生検査技師	大学卒	2級1号給
	短大卒	1級11号給
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
診療エックス線技師	短大卒	1級11号給
歯科衛生士	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校専攻科卒	1級7号給
歯科技工士	短大卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師 柔道整復師	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給
その他	高校卒	1級1号給

- 備考 1 医療職給料表(2)級別資格基準表の備考1に規定する職員に第12条の規定を適用する場
合における当該職員の経験年数は、同表備考に定めるところによるものとする。
2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤
師となった者に適用される学歴免許欄の区分は、「大学6卒」の区分とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布す
る。

平成24年3月30日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第12号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和32年高知県人事委員会規則第19
号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第14条の2関係)

採用候補者選考請求書

第 号
年 月 日

高知県人事委員会委員長 様

任命権者 印

職員の任用に関する規則第5条の規定に基づき下記の者の採用について選考を実施していただきたいので、関係書類を添えて請求します。

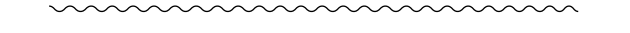
記

該当 条項	氏名	年齢	最終卒業 学校名、 専攻科目 及び卒業 年月日	資格又は 免許及び その取得 年月日	採用する職				備考
					職務 内容	職名	等級 又は 階級	勤務 課所	

注 「等級又は階級」欄の階級は、警察法(昭和29年法律第162号)第62条に規定する警察官の階級を記入する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日(揭示済)
高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎
高知県人事委員会規則第13号

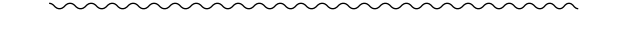
期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和38年高知県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表知事部局の項中
「東京事務所副所長」
を
「港湾振興監
東京事務所副所長
中央西県税事務所長
消防学校長」
に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日(揭示済)
高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎
高知県人事委員会規則第14号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則(昭和45年高知県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「清水警察署三崎駐在所」を「中村警察署三崎駐在所」に、「清水警察署下川口駐在所」を「中村警察署下川口駐在所」に、「清水警察署足摺岬駐在所」を「中村警察署足摺岬駐在所」に改め、

安芸郡馬路村馬路443	馬路村役場	2級
-------------	-------	----

を削る。
別表第2中

長岡郡大豊町黒石345-7	地域づくり支援課員駐在所
---------------	--------------

を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第15号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和45年高知県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の本庁の項中「土木技術監」を「土木技術監 港湾振興監」に、「会計指導監」を「会計支援推進監」に改め、「畜産振興監」を削り、「及び主査」を「主査及び主事」に改め、「商工政策課の総務企画担当のチーフ」を削り、同表教育委員会の事務局の本庁の項中「子育て・親育ち推進監」を「参事」に、「及び教育委員会担当の主幹及び主事」を「教育委員会、人事、給与及び服務担当の主幹及び主任指導主事」に、「総務福利課の企画調整担当のチーフ並びに人事、給与及び服務担当の主幹」を「教職員・福利課の人事企画及び給与担当のチーフ」に改め、同表教育委員会の教育機関の県立学校以外の項中「企画監」を「主任管理主事」に、「職能研修担当のチーフ及び主任指導主事」を「資質向上システム担当のチーフ」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第16号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「第6条の2第2項」を「第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業（以下この項において「放課後等デイサービス事業」という。）若しくは同法第6条の3第2項」に改め、「第5条第8項に規定する児童デイサービスを行う事業（以下この項において「児童デイサービス事業」という。）若しくは同法」を削り、「当該放課後児童健全育成事業」を「当該放課後等デイサービス事業、放課後児童健全育成事

業」に改め、「児童デイサービス事業」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第17号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第6条の2第2項」を「第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業（以下この項において「放課後等デイサービス事業」という。）若しくは同法第6条の3第2項」に改め、「第5条第8項に規定する児童デイサービスを行う事業（以下この項において「児童デイサービス事業」という。）若しくは同法」を削り、「当該放課後児童健全育成事業」を「当該放課後等デイサービス事業、放課後児童健全育成事業」に改め、「児童デイサービス事業」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

高知県人事委員会規則第18号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1土佐市市長部局本庁の項中「総務課防災担当参事」を削り、

戸波総合市民センター	所長
------------	----

を

戸波総合市民センター	所長
北原クリーンセンター	所長

に改め、同表宿毛市市長部局本庁の項中「総務課長補佐」を「総務課長補佐（人事を担当する者に限る。）」に改め、同表土佐清水市市長部局本庁の項中「室長」を削り、「秘書係長」を「秘書広報係長」に改め、同表香美市教育委員会事務局の項中「課長 主監」に改め、同表安田町教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長 教育次長」に改め、同表大豊町町長部局本庁の項中「課長」を「課長 室長」に改め、同表大川村町長部局本庁の項中「参事」を削り、同表いの町町長部局本庁の項中「出納室長」を「出納室長 総務課参事」に改め、同表いの町町長部局総合支所の項中「特別養護老人ホームの所長」を削り、同表津野町教育委員会事務局の項中「教育次長」を「課長」に改め、同表黒潮町町長部局本庁の項中「拳ノ川診療所長」を削り、同表黒潮町町長部局支所の項中「課長」を「課長 拳ノ川診療所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第4号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日（揭示済）

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第1の1級の知事部局の項中
「一等機関士（6等級）」

を

「一等機関士（6等級）
一等機関士（7等級）」

に改め、同表の2級の知事部局の項中

「林業普及指導員（5等級）」

を

「林業普及指導員（5等級）
一等航海士（5等級）
一等機関士（5等級）」

に改め、同表の6級の知事部局の項中「会計指導監」を「会計支援推進監」に改め、同表の7級の知事部局の項中「畜産振興監」、「中央西県税事務所長」及び「消防学校長」を削り、

「幡多福祉保健所長」

を

「幡多福祉保健所長
療育福祉センター長」

に改め、同表の7級の項中

監査委員事務局	事務局次長
収用委員会事務局	事務局長

を

議会事務局 監査委員事務局	事務局次長
労働委員会事務局 収用委員会事務局	事務局長

に改め、同表の8級の知事部局の項中

「参事」

を

「港湾振興監
参事
中央西県税事務所長
消防学校長」

に改め、「療育福祉センター長」を削り、同表の8級の議会事務局の項及び労働委員会事務局の項を削る。

高知県人事委員会告示第5号

平成14年4月高知県人事委員会告示第1号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成24年4月13日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

表中「の翌日から起算して」を「から7日以内の日を初日とし、当該初日から」に改める。

人事委員会公告

高知県職員等採用上級試験（試験区分「行政・TOSA」）を次のとおり行う。

平成24年4月13日

高知県人事委員会

1 採用予定人員及び勤務先

採用予定人員	勤務先
15名	知事部局等の本庁又は出先機関

2 職務内容

地域振興、防災対策、社会福祉、国際交流、産業振興、観光振興、農林水産振興、環境対策、都市計画、教育等高知県庁の行政全般にわたる業務に従事する。

3 受験資格

(1)から(3)までに該当する人

(1) 年齢等

昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人（学歴不問）又は同月2日以降に生まれた人で学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した人若しくは平成25年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる人（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成24年4月16日（月）から同年5月8日（火）まで

（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成24年5月8日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所（香美市）、高知県中央東土木事務所（南国市）、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所（いの町）、高知県中央西福祉保健所（佐川町）、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所（四万十市）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時及び場所
第1次試験	記述式試験 論文試験	平成24年5月27日（日）午前9時から午後3時30分頃まで 高知試験会場 高知市棧橋通六丁目2-1 高知県立高知南高等学校 東京試験会場 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学駿河台キャンパス
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成24年7月21日（土）から同年8月2日（木）までの間に高知市で実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

種目	内容
記述式試験	公務員としての基礎的な資質及び能力を、いくつかの視点で問う筆記試験
論文試験	これまでの人生経験及び社会経験を通して培った能力及び感性に関する筆記試験

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等に関する筆記試験
口述試験	人物、人柄等に関する集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査
身体検査	職務遂行に必要な健康に関する検査（健康診断書の提出を求める。）

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月上旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う。

8 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて提示される。

任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成25年4月1日以降である。

(3) 任命に当たっての考え方

「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則ののっとり任命が行われる。

9 給与

平成24年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、大学等を卒業した人で172,500円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。例え

ば、大学等を卒業した人で民間企業等の常勤正社員として10年間勤務していた人の場合の初任給は、約210,000円である。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

10 試験成績の開示

この試験の受験者は、最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

11 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。

~~~~~  
高知県警察官A男性及び高知県警察官A女性の採用試験を次のとおり行う。

平成24年4月13日

高知県人事委員会

1 試験区分及び採用予定人員

| 試験区分   | 採用予定人員 |
|--------|--------|
| 警察官A男性 | 40名    |
| 警察官A女性 | 3名     |

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事する。

3 受験資格

(1)から(3)までに該当する人

(1) 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した人又は平成25年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 日本国籍を有する人

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる人（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成24年4月16日（月）から同年5月18日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時15分まで（郵送による場合は、平成24年5月18日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部玄関受付、県内各警察署、交番及び駐在所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

| 区分    | 種目                             | 日時                                                                   | 場所                                                     |
|-------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 教養試験<br>身体試験<br>体力試験           | 平成24年7月8日（日）午前9時から午後5時頃まで                                            | 高知市城北町1-14<br>高知県立高知小津高等学校                             |
| 第2次試験 | 論文試験<br>口述試験<br>適性検査<br>身体精密検査 | 平成24年8月6日（月）から同月14日（火）頃までの間に実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。 | 高知市棧橋通四丁目15-11<br>高知県高知南警察署<br>高知市丸ノ内二丁目4-1<br>高知県庁北庁舎 |

6 試験の方法

試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合得点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。

(1) 第1次試験

| 種目   | 内容                  |
|------|---------------------|
| 教養試験 | 警察官として必要な大学卒業程度の一般的 |

|      |                        |
|------|------------------------|
|      | 知識及び知能に関する五肢択一式による筆記試験 |
| 身体検査 | 身長、体重、視力等に関する検査        |
| 体力試験 | 職務遂行に必要な体力及び運動能力に関する試験 |

(2) 第2次試験

| 種目     | 内容                                     |
|--------|----------------------------------------|
| 論文試験   | 警察官として必要な識見、表現力等に関する筆記試験               |
| 口述試験   | 人物、人柄等に関する集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。） |
| 適性検査   | 職務遂行に必要な適格性に関する検査                      |
| 身体精密検査 | 胸部疾患の有無、色覚、聴力等に関する検査                   |

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月中旬に、最終合格者の発表は9月上旬に行う予定である。

8 任命等

(1) 最終合格から採用までのスケジュール

最終合格者は、試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて提示される。

警察本部長は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

(2) 採用の時期

採用は、原則として平成25年4月1日の予定であるが、採用可能な人については、平成24年10月1日に採用される場合がある。

(3) その他

平成25年3月31日までに学校教育法による4年制の大学等を卒業する見込みで受験し、この試験に合格して採用候補者名簿に登載されても、同日までに卒業しなければ、採用されない。

9 給与

平成24年4月1日現在の初任給は、197,500円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

## 10 共同試験

試験区分「警察官A男性」の第1次試験は、高知県（高知県人事委員会）が東京都（警視庁）、大阪府（大阪府警察本部）及び兵庫県（兵庫県警察本部）と共同して実施するものであり、希望することにより、共同試験実施都府県の第1次試験を同時に受験したものと取り扱われる。

なお、第1志望の第1次試験に合格した人は、第2志望の第1次試験の合格者とはならない。

共同試験の場合の受験資格は、次の表並びに3の(2)及び(3)に該当する人とする。

| 都府県名                         | 受験資格                          |                                             |
|------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------|
| 東京都（警視庁）                     | 昭和57年7月10日から平成3年4月1日までに生まれた男性 | 学校教育法による4年制の大学等を卒業した人又は平成25年3月31日までに卒業見込みの人 |
| 大阪府（大阪府警察本部）<br>兵庫県（兵庫県警察本部） | 昭和57年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性  |                                             |

## 11 試験成績の開示

この試験の受験者（高知県を志望した人に限る。）は、高知県警察官の最終合格者を除き、成績の開示を請求することができる。

## 12 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

| 問い合わせ先      | 電話番号                                                       | 所在地                     |
|-------------|------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 高知県人事委員会事務局 | (088) 821-4641                                             | 高知市丸ノ内二丁目4-1<br>高知県庁北庁舎 |
| 高知県警察本部警務課  | (088) 826-0110<br>内線2613、2614<br>(フリーダイヤル)<br>0120-032-376 | 高知市丸ノ内二丁目4-30           |

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。